

福井市中央卸売市場中長期プラン検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この会議は、県都福井市が市民の台所として開設した福井市中央卸売市場（以下「市場」という。）が、市場関係事業者、生産者及び消費者の期待により一層応えられるよう、地域特性を活かした戦略を立て、市場の今後の役割、新たな市場機能のあり方の研究、検討をおこなうため、当市場の諮問機関である開設運営協議会の専門会議として、福井市中央卸売市場開設運営協議会設置条例（昭和47年福井市条例第10号）第7条第1項の規定に基づき福井市中央卸売市場中長期プラン検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市場中長期プランの策定にかかる研究、検討に関すること。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、開設運営協議会会長が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 検討会議は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから開設運営協議会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育及び消費に精通する者
- (3) 出荷者団体の代表者
- (4) 流通販売関係者
- (5) 市場関係団体の代表者
- (6) 関係行政機関及び市職員

2 検討会議は、前項に定める委員のほか、必要と認めるときは会議へ

オブザーバーを出席させることができる。

(検討会議の任務)

第 4 条 検討会議は、所轄事項について研究・検討した結果を開設運営協議会に報告する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とする。

(委員長等の職務)

第 6 条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理し、検討会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、委員長の招集により開催する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 検討会議の庶務は、福井市中央卸売市場管理事務所内に置く。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項についてはこの会議において定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 5 月 1 5 日から施行する。